平成２４年（フ）第７３１号
埼玉県越谷市花田５丁目１番地20　ベルメゾン花田Ａ201
債務者　川本　　伸
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
埼玉県春日部市大枝874番地１　グランドハイツＢ―202、旧住所埼玉県さいたま市中央区円阿弥７丁目９番８号　レオパレスプチパレＫ204
債務者　林　　美奈（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９０３号
北海道石狩市樽川９条２丁目23番地
債務者　鈴木　康夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０４号
北海道石狩市樽川９条２丁目23番地
債務者　鈴木　麻美（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１３号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番28―308号
債務者　原　　光輝（変更前の名ちはる）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６０号
北海道石狩市花川北６条２丁目84番地　サンライズ106号
債務者　木下　照代
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６１号
宮城県名取市高舘熊野堂字五反田47―５　株式会社日伸建設仙台工事事務所、住民票上の住所北海道石狩市花川北６条２丁目84番地　サンライズ106号
債務者　木下　　徳
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６３号
札幌市西区琴似１条２丁目５番６―503号
債務者　和田　信子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
青森県三戸郡五戸町大字倉石又重字舘平３番地
債務者　太田　幸枝
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５号
青森県三沢市南町２丁目31番地3745号
債務者　小笠原正彦
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９号
群馬県高崎市南大類町1210番地　ケアハウス・グリーングラス306号
債務者　増田　光朗
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１号
静岡県沼津市大岡2162番地の１　富岳団地Ｆ２―401
債務者　牧野　政之
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６０号
愛知県小牧市小牧３丁目398番地　ダイアパレス小牧駅前803号
債務者　井藤　志穂（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１７号
愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目10番地10
債務者　自然食品やまぐちこと　山口　　鎮
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７４号
愛知県春日井市上条町４丁目137番地１　ルミエールＫ＆Ｅ　Ａ棟203号、従前の住所愛知県春日井市上野町206番地１　平和観光有限会社高蔵寺社宅20Ｂ号
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１９号
愛知県小牧市中央２丁目266番地　ルミナス11―201号
債務者　島崎　澄男
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部